

江東区防犯機器等購入緊急補助金 Q&A(申請方法)

No.	質問	回答
1	補助金の申請前ないし購入前に、相談は必要ですか。	防犯機器の購入・設置後の申請になりますので、事前相談は不要です。ただし、購入希望の防犯設備が補助対象になるか不安等がございましたら、購入を予定されている品目・品名を具体的にお示しいただき、購入前にご相談ください。
2	世帯主でなくても、申請できますか。	同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請書・領収書等の名義・口座名義人は同一の方にしてください。なお、補助対象となるのは 1住宅1回限り です。
3	二世帯住宅ですが、各世帯ごとに申請できますか。	1住宅(1棟の建物)につき1回の申請 となるため、申請はできません。
4	共同住宅(マンション)の申請単位は。	部屋ごとに申請できます。 ただし、申請は個人単位となります。(管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位での申請はできません)
5	共同住宅(マンション)に住んでいる場合でも申請できますか。	申請できます。 ただし、管理組合の許可等が必要かご確認の上、手続き等を済ませてから申請してください。
6	共同住宅(マンション)のエントランス・自転車置き場などの共用部分に設置する場合は申請できますか。	本事業は 共用部分への設置は対象となりません 。なお、町会・自治会等が地域内に防犯カメラを設置するものに対して別の補助事業があります。詳細につきましては、江東区役所危機管理課までご連絡ください。
7	共同住宅のバルコニーや専用庭などは共用部分にあたるが、これらに防犯機器を設置する場合は、補助申請できますか。	専用使用权のある共用部分とみなし、対象となります。ただし、賃貸住宅所有者や管理者等から事前に同意を得る必要があります。
8	賃貸物件に住んでいる場合でも申請できますか。	申請できます。 ただし、事前に所有者に確認し同意を得る必要があります。
9	自宅兼店舗の場合、店舗入口が玄関を兼ねている場合は、申請できますか。	家の形状、購入する機器等、具体的なケースや組合せにより判断するため、一概に回答することはできかねますが、住宅部分として判別できるのであれば補助対象になる可能性はあります。
10	管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位で申請できますか。	管理者や管理組合、賃貸住宅所有者単位での申請は対象外のため、申請できません。

11	対象期間はいつの日付を基準に判断すればよいですか。	領収書の日付が基準日になります。なお、購入が令和7年3月31日、設置が令和7年4月1日としてそれぞれ領収書が提出された場合は、対象期間に該当するのが設置のみとなるため、補助対象外となります。
12	区内に住居を所有していますが、住民登録地は区外です。申請できますか。	区内の住民登録が必要となりますので、申請できません。
13	防犯機器を複数品目購入しましたが、申請できますか。	申請できます。 ただし、申請できる回数は 1住宅1回 となるため、複数の品目を1度にまとめて申請してください。 補助金額は合計額から算出し、上限は3万円です。
14	申請書類の記載を間違えた場合は、どうすればよいですか。	間違えた箇所に二重線を引き、正しい内容を記載したうえで提出してください。ただし、その場合でも 金額欄の訂正はできません 。なお、 修正テープ・修正液の使用は認められません 。
15	外国から購入した場合も申請できますか。	申請できます。 ただし、代金の決済を日本円で行い、領収書等も日本円で表記されたものに限ります。
16	FAXによる申請もできますか。	FAXでの申請はできません。
17	郵送での申請もできますか。	申請できます。 なお、郵送の場合は記録が残る方法(レターパック、特定記録など)で提出することをお勧めします。書類が到着しているかについての電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねます。